

主任相談支援員の役割

日本福祉大学 原田正樹

厚労省 生活困窮者自立支援室

地域支援対策専門官 佐藤博

本制度の目指す目標

- (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保
- (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

新しい生活困窮者支援の形

- (1) 包括的な支援
- (2) 個別的な支援
- (3) 早期的な支援
- (4) 継続的な支援
- (5) 分権的・創造的な支援

自立と尊厳

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠すべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

【社会保障審議会・特別部会報告】

つながりの再構築

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができるとは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

【社会保障審議会・特別部会報告】

支援員に求められる基本姿勢

- (1) 信頼関係を構築する
- (2) ニーズを的確に把握する
- (3) 自己決定を支援する
- (4) 家族を含めた支援を行う
- (5) 社会とのつながりの構築を支援する
- (6) チームアプローチを展開する
- (7) さまざまな支援をコーディネートする
- (8) 社会資源を開発する

高い倫理観の保持と リーダーシップ

＜権利擁護＞

- (1) 本人の主体性の確保
- (2) 利用者の尊厳の確保

＜秘密保持＞

- (3) 個人情報情報の保護

＜公平性・中立性＞

- (4) 公平性の確保
- (5) 中立性の確保

リーダーシップ

権利擁護

- (1) 本人の主体性の確保
- (2) 利用者の尊厳の確保

行政として、生活困窮の対象が理解しにくい。

相手が攻撃的であったり、行政に批判的な場合はどうするのか。

アウトリーチということは、「申請主義の原則」はどう考えるのか。

生活保護受給者と生活困窮者の「狭間」は？

プラン終結と、終結後の「伴走」について？

<秘密保持>

(3) 個人情報情報の保護

個人情報情報の扱い方

行政庁内の情報共有化と委託先との関係

支援調整会議、関係機関での情報共有
就労支援における民間企業との関係

民生委員や自治会長などへの情報提供

<公平性・中立性>

(4) 公平性の確保

(5) 中立性の確保

緊急的な対応と支援調整会議の関係

金銭給付や生活指導の権限がないままで、本当に生活改善や問題解決につながるのか。

出口がないままに、対象者が溜まっていくのではないかという不安。

報告の際の件数、評価はどうなるのか。

町・村役場への協力体制をどうすすめるべきか。

支援困難事例への対応

相談支援員等への「スーパービジョン」

(1) 地域の支援レベルの向上

⇒ 地域の「協議の場」を有効に活用する。

(2) 社会資源開発の新たなニーズを気づかせる契機

⇒ ニーズのアセスメントやプランづくりを通して、地域の社会資源のアセスメントをする。

チームアプローチの統括

「誰かがすべてを担当するのではない」

⇒ 多分野、多職種ของทีม

チームづくり 支援の輪を広げていく

「チーム支援の要になる」

⇒ 総合調整

支援調整会議の活用

地域への働きかけと ネットワークの構築

「制度の狭間」に働きかける、狭間をつくらない。

経済的困窮と社会的孤立

- ①地域づくり展開のビジョンの共有
- ②既存の協議会等の活用や再編成
- ③生活困窮の状況分析と課題整理

地域福祉計画への策定関与

リスクマネジメント

- ① 支援者へのケア / 支援者支援
- ② 職員の健康管理
- ③ 守秘義務(個人情報)の徹底・管理
- ④ ケース記録、業務日誌等の管理
- ⑤ 苦情対応 / 情報公開や公表
苦情について組織として受け止める
- ⑥ 事故の回避 保険
- ⑦ ヒヤリハットの検証と積み上げ